

[別紙]

様式1

47

事業報告書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人長命会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志3224番地9
- (3) 設立認可年月日 平成11年9月16日
- (4) 設立登記年月日 平成11年9月16日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	山口内科	鹿児島県志布志市志布志町 志布志3224番地9	一般病床 4床 療養病床 10床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年09月25日 令和3年度決算の決定
令和3年09月25日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
" 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 長命会

所在地 鹿児島県志布志市志布志町

志布志 3 2 2 4 - 9

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 4年 7月31日現在)

1. 資 産 額	112,937 千円
2. 負 債 額	46,550 千円
3. 純 資 産 額	66,387 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	32,195
B 固 定 資 産	80,741
C 資 産 合 計 (A+B)	112,937
D 負 債 合 計	46,550
E 純 資 産 (C-D)	66,387

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 長命会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県志布志市志布志町

志布志 3 2 2 4 - 9

貸借対照表

(令和 4年 7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	32,195	I 流動負債	5,673
現金及び預金	19,896	買掛金	2,698
事業未収金	11,496	未払金	2,093
たな卸資産	780	未払法人税等	638
前払費用	22	預り金	242
II 固定資産	80,741	II 固定負債	40,876
1 有形固定資産	80,695	その他の固定負債	40,876
建物	70,501	負債合計	46,550
その他の器械備品	829	純資産の部	
車両及び船舶	5,797	科 目	金 額
その他の有形固定資産	3,567	I 出資金	5,000
2 無形固定資産	0	II 積立金	61,387
3 その他の資産	46	繰越利益積立金	61,387
その他の固定資産	46	III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	66,387
資産合計	112,937	負債・純資産合計	112,937

法人名 医療法人 真命会

所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志3224-9

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 長命会

理事長 山口 美尚 殿

私は、医療法人長命会の令和3会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月22日

医療法人長命会

監事 山口 明美